

【特集：論説】

グローバル化のなかの東アジア地域憲法秩序化への展望と課題*

Challenges Facing Regional Constitutionalization in East Asia in the Context of Globalization

小畑 郁**

OBATA Kaoru

Abstract

We can now speak about constitutionalization in (North and South) East Asia. In fact, the ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) plus Three (China, Japan and Republic of Korea) Summit has already declared an East Asian Community as their long-term objective since 2005. The ASEAN decided to establish the three ASEAN communities: Political-Security, Economic, and Socio-Cultural Communities in 2015.

The purpose of this article is to identify some challenges facing these movements, comparing them to the European experience. Main findings are as follows:

First, the engine for the East Asian constitutionalization always reside in ASEAN, while the two giants in the region, China and Japan have not been directly involved in the process so far. Thus, the originally European concept of variable geometry is not simply applicable to the situations there.

Second, among the ASEAN communities, the Economic Community (AEC) is outstanding in terms of concretization. The AEC is said to be motivated by promotion of foreign investments. On the other hand, efforts in the fields of social security and employment are still weak.

In sum, in East Asia, there is a real risk that their integration would be narrowed down into a tool to facilitate the countries' absorption into globalized economy. In this context, legalization of regional standards is unavoidable, and of course legal assistance is so important in this regard.

It is therefore submitted that too much attention to economic aspects or the step by step approach starting from economic integration would only contribute to hindering autonomous development of peoples in the region in the context of globalization. At the same time, we have to take a cautious approach to constitutionalization, taking the legal nihilism subsisting in this region into due consideration.

* 本稿は、2015年2月8日にホテルメルパルク名古屋で開催された2014年度名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議：「東アジアにおける多層的憲法秩序化の展望」において行った、「Towards Multi-Layered Constitutionalization in East Asia and Related Challenges」と題する講演に淵源を持つ。当初は、ほぼそのまま活字化する予定であったが、執筆するうちに筆者のこの間の思い悩みを反映して、大幅に加筆修正することとなった。なお、残された課題は多いが、記録と議論の素材を提供する意味で、この段階で擱筆することとする。(2015年10月4日 脱稿)

** 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、法学研究科教授。

目次

はじめに

I. ヨーロッパにおける地域的憲法秩序化の特徴

1. 多層的憲法秩序化
2. 漸進主義およびその到達点のグローバル経済における意義

II. 東アジアにおける憲法秩序化の基礎と課題

1. 東アジアの経済的一体化とグローバル経済における位置
2. 憲法秩序化の基礎としての諸層の状況

結びに代えて——東アジアにおける法ニヒリズムの問題

はじめに

東アジア¹は、相対的に地域統合運動の発展が遅れた地域（ないし下位地域 sub-region）である。世界恐慌後、日本による「大東亜共栄圏」の主張はあったが²、日本の軍事的敗北とともに幻想に帰し、第二次世界大戦後も、冷戦状況の中でこれを継承する動きは極めて微弱なものにとどまった。他方、世界的には、アメリカ合衆国中心の戦後普遍主義的自由主義体制においても、地域主義や地域統合運動は、根強く展開してきていた。

米州³では、汎米主義の伝統に基づき、1948年に署名された米州機構憲章⁴が、米州諸国の経済的、社会的および文化的発展を促進することを、同機構の目的の一つと規定していたが（4条(e)）、1988年発効のカルタヘナ議定書⁵による同憲章の改正により、米州諸国の「統合的発展」が目指されることとなった（改正後29条、現30条）。実際には、NAFTA（北米自由貿易協定）が経済統合の核となり、さまざまな下位地域統合の試みがなされている⁶。

アフリカ⁷においても、1963年に発足したアフリカ統一機構が、すでにアフリカ諸国の統一と連帯の強化を謳っていたが（2条1項(a)）⁸、2002年には、EU（European Union, ヨー

¹ 東アジアという場合、主として中国、モンゴル、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本で構成される地域（本稿では、北東アジアという）を指す場合が多いが、共同体をめざす動きを前提とする本稿では、北東アジアのほかに東南アジアを含む地域を指している。

² これについて注目される最近の著作として、見よ：山室信一「新秩序の模索——1930年代」和田春樹ほか『東アジア近現代史——19世紀から現代まで 上』（岩波現代全書、2014年）所収。

³ 米州における地域統合運動については、さしあたり参照：家正治ほか編『国際機構〔第4版〕』（世界思想社、2009年）241-250頁（檜林建司執筆）。

⁴ 原憲章のテキストは、119 United Nations Treaty Series (hereinafter cited as: UNTS) 4. なお、本稿では、条約等の日本語訳として、次に所載のものを断りなく参照した。田中則夫ほか編『ベーシック条約集 2015』（東信堂、2015年）；香西茂・安藤仁介ほか編『国際機構条約・資料集〔第2版〕』（東信堂、2002年）；松井芳郎ほか編『国際人権条約・宣言集〔第3版〕』（東信堂、2005年）。

⁵ テキストは、http://www.oas.org/dil/treaties_A-50_Protocol_of_Cartagena_de_Indias.htm, [最終確認日:2016年5月31日]。

⁶ さしあたり参照：佐分晴夫「国際経済秩序における地域的経済統合の意義」ジュリスト1254号（2003年）10頁以下（11-12頁）。

⁷ アフリカにおける地域統合運動については、さしあたり参照：家ほか編・前掲（註3）書、271-280頁（桐山孝信執筆）。

⁸ アフリカ統一機構憲章の原テキストは、479 UNTS 39.

ロッパ連合)をモデルとしたアフリカ連合に移行し、同連合の設立規約⁹は、「アフリカ大陸の政治的および社会経済的統合を加速させること」(3条(c))をその目的として定めている。

ヨーロッパ¹⁰においては、すでに1949年設立のヨーロッパ評議会(Council of Europe)が、その規程¹¹1条において、加盟国間に一層の一致(英:unity, 仏:union)をもたらすことを目的と謳っていたが、1952年発足のECSC(European Coal and Steel Community, ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体)を嚆矢とするEC(European Communities, ヨーロッパ共同体)は、明確に統合を志向するものであった。1957年のEEC(European Economic Community, ヨーロッパ経済共同体)設立条約¹²の前文は、「絶え間なく緊密化する結合 une union sans cesse étroite」を打ち立てる決意を確認している。

これに対して、東アジアでは、この地域全体にわたる国際機構を作る動きでさえ、冷戦時代にはほとんど現れなかった。このようななかで、1967年に設立されたASEAN(Association of Southeast Asian Nations, 東南アジア諸国連合)は、インドシナ戦争を経て、文字通り東南アジア諸国を包括的に結びつける機構として成長してきた。21世紀に入ると、共同体を志向するようになり、2003年のASEAN首脳会議(バリ)は、2020年までに「政治安全保障共同体」、「経済共同体」および「社会文化共同体」を設立することを謳った(2007年のセブで開催された首脳会議で目標年を2015年に前倒し)¹³。こうして、2007年に採択され、翌年に発効した新たなASEANの基本文書であるASEAN憲章¹⁴は、これらの共同体の設立を確認している。

ASEANはまた、東アジア全体に及ぶ協力枠組みの核としても機能するようになっており、日中韓三国を加えた枠組みであるASEAN+3は、1997年のASEAN首脳会議(クアラルンプール)に三国首脳が招待された形で開始されたものであり¹⁵、2005年の東アジア首脳会議(East Asian Summit, EAS)の創設も、ASEANの枠組みで合意されたものである¹⁶。

こうして、なお未成熟とはいえ、今日では東アジアでも地域統合運動について語るができるようになってきている。この運動が、長期的にみるとこの地域における法のハーモナイゼーションを促進していくであろうことは疑いない。だとすれば、東アジアにおける統合運動の今日における展望について、端緒的であれ見通しをつけておくことは、この地域に生きる法学研究者・法実務家共通の課題であろう。

なお、本稿は、地域統合運動を、この地域に妥当する法のあり方それ自体の変化、すな

⁹ テキストは、2158 UNTS 328.

¹⁰ ヨーロッパにおける地域統合運動については、さしあたり参照：家ほか編・前掲(註3)書、207-241頁(小畑郁執筆)。

¹¹ 原テキストは、87 UNTS 103.

¹² 原テキストは、294 UNTS 17.

¹³ 参照：西村英俊「東アジア経済統合と進むべきASEANの道」アジア太平洋研究22号(2014年)69頁以下(91-92頁、97頁)。

¹⁴ テキストは、2624 UNTS 223.

¹⁵ 参照：外務省「ASEAN+3(日中韓)協力」(2015年), <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean+3/index.html>, [最終確認日：2016年5月31日]。

¹⁶ 参照：西村・前掲(註13)論文、94頁。

わち「憲法秩序化 constitutionalization」として見る視角に立っている。これは、今日進展している地域統合の高度化現象は、ごく単純化していえば、各国の高度な自律性を確保する国際法に特徴的な秩序から、構成部分の個別的な意思から独立した一体的なシステムを伴う秩序、つまりいわば憲法秩序¹⁷への移行ととらえることができるのではないかと、という見方の反映である。

地域統合について語る場合、とくに、それがまだ未成熟な段階にあるアジアでは、その経済的側面が強調されがちである。また、アジア法整備支援に関わるとくに日本の法実務からは、これまで、こうした「憲法」的議論は回避されてきた。このように、機能主義的な見方からは、地域統合の政治的意義を見失いがちであるが、筆者の見解では、少なくとも今日的には、機能主義が逆説的に統合を促進してきたとはいえ、あるいはそれであるがゆえに、「憲法秩序化」という観点が重要である。その理由は、端的にいえば、グローバル化のもとで地域統合運動が、地域からの自律性確保という展望を語りうるのは、経済協力で還元されない政治社会的な一体性を追求する場合にのみである、という時代認識に基づく。このことは、東アジアについて考える上で、重要な論点であり、本稿の主張の眼目でもある。

I. ヨーロッパにおける地域的憲法秩序化の特徴

いうまでもなく、国際関係の要素が残されているにもかかわらず、「憲法秩序化」の概念で捉えるべき現象が最も進行しているのはヨーロッパである。また、これに伴う議論も活発になされている。ここでは、今後進行するであろう東アジアの「憲法秩序化」について、その展望と課題を探る上で、重要と思われる諸点をいくつか指摘したい。

1. 多層的憲法秩序化

「憲法」の概念はそもそも単中心的なものであり¹⁸、「ヨーロッパ憲法」についても、EUを中心とした、単中心的考察が一般的であるが、実は、ヨーロッパの「憲法秩序化」は、さまざまな層で展開してきた。

近代以降の公共性の議論の中で、「人権」の占める位置は、中核的なものであるが、EU法秩序においては、近年に至るまで、その位置は周縁的であった¹⁹。EEC 設立条約でも、生活水準の向上といったことは規定されているが、人権についての言及はない。その直前のヨーロッパ政治共同体の準備作業では、人権の保護への貢献がこの共同体の目的とまで

¹⁷ この概念と用法については、参照：小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化——その国際法過程の批判的考察』（信山社、2014年）6-7頁。

¹⁸ もっとも徹底した議論として、見よ：Carl SCHMITT, *Verfassungslehre* [1928], Zehnte Auflage (Dunker & Humblot, 2010), S. 3-44（日本語訳：阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』みすず書房、1974年、17-63頁）。

¹⁹ 以下、全般的に参照：小畑・前掲（註17）書、18-20、293-297、283頁。

謳われ、この野心的試みが挫折したことから、EEC 設立条約が人権を避けたのは意図的なのである。その後、1969年のシュタウダー事件判決（先行裁決）を嚆矢として、EU 法上の基本権規範は発展するが、それは、今日に至るまでEUの機関またはEU法の実施機関としての国家機関を拘束するものにすぎず（EU基本権憲章²⁰53条参照）、一般的に国家の行為に妥当するものでも、EUの権限の根拠となるものでもない（EU条約²¹6条1項2文）。

他方、ヨーロッパにおいて、地域的人権保障のための中核的制度は、ヨーロッパ人権条約（1950年署名）である。この条約は、個人申立事件の自働的管轄を有するヨーロッパ人権裁判所を設けている。しかし、この裁判所の判決は（国際法上の）法的拘束力を有するとはいえ、執行力を有するわけではなく、判決の執行は関係締約国が行うべきものである²²。また、ヨーロッパ人権裁判所は、そもそもEU自身に対して管轄を有するものではなく、締約国によるEU法の執行が問題になったときには、緩やかな審査で満足してきた²³。

このように、人権保障と経済統合とは、パラレリズムとでもいうべき関係を保ってきたのである。リスボン条約による改正で、EUは、ヨーロッパ人権条約に加入することを自ら決定したが、2014年末のEU司法裁判所の意見で、交渉の末合意された加入議定書案は現行EU法と合致しないと判断されて²⁴、加入はかなりの長期間先送りされることが確実となった。

EUの意思決定手続それ自体も多層的である。EU理事会だけでなく、EU議会(European Parliament)が関与する立法手続は、むしろ一般的となっている。もともと、EU自身は、加盟国政府代表で構成されるEU理事会と、国際公務員たる個人専門家である委員を担当に応じて組織するEU委員会(European Commission)との均衡を保つ仕組みがとられている。両者の関係は、形式的にいえば前者が決定機関、後者が執行機関であるが、後者が実質的に決定、とくに立法提案に関与する程度が当初より高い。こうして、形式上は、国際公務員たる個人専門家（集団）が、EUにおける議論を主導することができる。しかし、実際には、こうした決定過程に、加盟国政府の政府専門家で構成される集団が日常的に関与するプロセスができており、これをコミトロジー(comitology)という²⁵。つまり、EUの決定作成過程は、個人専門家／政府専門家／政治家（閣僚／議員）というように多層的構造をもっているのである。これが、地域的なシンクタンクや国際会議といった市民社会レベルの非公式の層と有機的に結合している。

このように多層的な構造は、逆の言い方をすれば、ヨーロッパでは、国単位で集約・統

²⁰ テキストは、Official Journal of the European Union (hereinafter cited as: OJ) 2010/C83/389.

²¹ テキストは、OJ 2010/C83/13.

²² さしあたり参照：小畑・前掲（註17）18、73-75頁。

²³ *Bosphorus Hava Yollari Turizm ve Ticaret Anonim Sirkreti v. Ireland*, Grand Chamber, Judgment of 30 June 2005, Reports of Judgments and Decisions of the European Court of Human Rights, 2005-VI. 本件の評釈として、戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）59頁以下（須網隆夫執筆）。

²⁴ *EU Accession to ECHR*, EU Court of Justice (Full Court), Opinion 2/13 of 18 December 2014, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:62013CV0002&rid=3> [最終確認日：2016年5月31日]。

²⁵ さしあたり、参照：鈴木真澄「EU行政立法の展開とリスボン条約」龍谷法学43巻3号（2011年）399頁以下。

一された代表や見解がそもそも決定的な意義をもはや有しておらず、地域レベルでの意思決定が、それらの最大公約数となるという必然性をもっていない、ということである。ここでは、多層的であるがゆえに、比較的高度な憲法秩序化が進行するというロジックが働いている。

2. 漸進主義およびその到達点のグローバル化経済のなかでの意義

ヨーロッパにおける憲法秩序化は、拡大と深化という標語に示されるように、その範囲と程度において、漸進的に進行してきた。

固有の人権保障制度であるヨーロッパ人権条約も当初は政府間申立に基づく調停のみが義務的であったが、個人の申立権と人権裁判所の管轄権のそれぞれについての選択条項の受諾の拡大を通じて、個人主義的な司法的制度に徐々に移行し、1998年に効力を生じた第11議定書による改正によって、個人の訴えが人権裁判所に自動的に係属するシステムとなった²⁶。また、冷戦後、旧東欧圏の諸国を取り込み、現在ではベラルーシを除くヨーロッパの全域（ロシア、トルコ、カフカス諸国を含む）をカバーするに至っている。

EUの拡大については、周知の通りであるが、その過程も、長年の準備・交渉期間ののちに実現したものである²⁷。EU自体、3共同体→共同体諸機関の共通化→それらにいわば傘をかける形でのEUの設置→EUへの移行というように、組織的にも高度化してきたし、また、関税同盟から市場統合へと前進し、財・サービス・資本と人の自由移動を実現し、さらには投資を含む対外政策を統一化する統合へと高度化してきた²⁸。

このような過程は、加盟国の権限の縮小をとまなうものであったので、当然時間をかけることで、実現できた側面がある。ヨーロッパの経済統合がスタートした1960年代には、世界のGDPと比較した貿易額の割合は、13%程度であったのに対し、現在のそれは、30%まで増大しており、また直接投資のそれも1970年代の0.5%程度から2~3%程度へと飛躍的に拡大している（図1参照）²⁹。

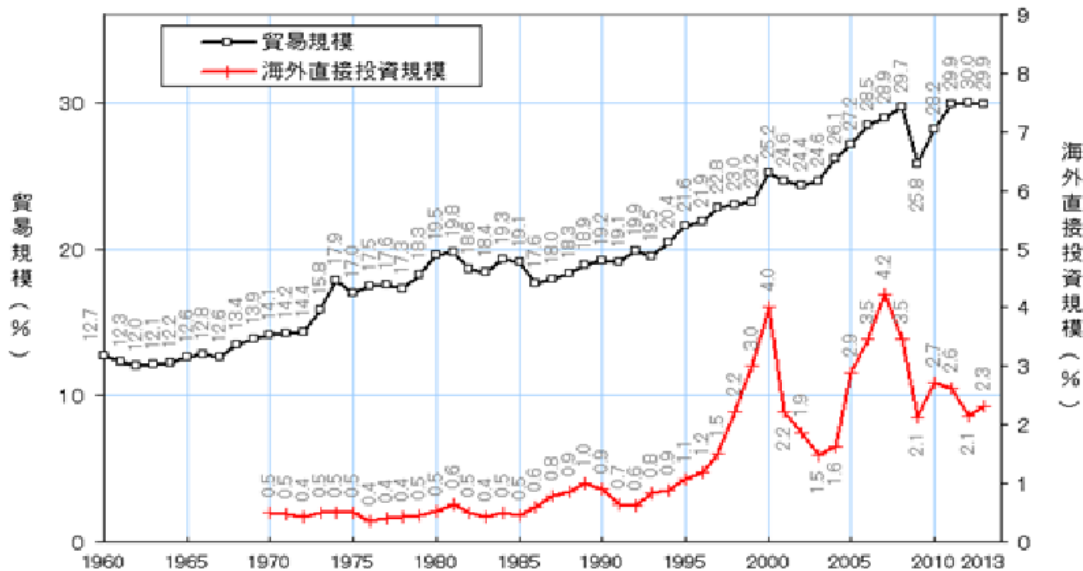
²⁶ 参照：小畑・前掲（註17）書、各所。

²⁷ 東方拡大過程について、さしあたり参照：小畑郁「EU東方拡大過程における人権・民主主義コンディショナリティ」法政論集（名古屋大学）202号（2004年）79頁以下。

²⁸ この点については、さしあたり参照：家ほか編・前掲書、219-220頁（小畑郁執筆）。

²⁹ 財・サービスおよび直接投資の絶対額の推移については、さしあたり参照：佐分・前掲（註6）論文、13頁図3。

図1 世界の貿易と直接投資の対 GDP 比率の推移



(注) 貿易規模=世界の総輸出額対GDP比(Exports of goods and services (% of GDP))、
海外直接投資規模=世界の総直接投資額対GDP比(Foreign direct investment, net inflows (% of GDP))

(出所) 社会実情データ図録 (<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/>) [最終確認日: 2016年5月31日]

こうした現在のグローバル化している経済のなかで、ヨーロッパが長年積み上げてきた経済統合と憲法秩序化は、この地域が世界経済の中で極めて有利な地位を確保する基盤となっている。

第1に、地域統合のメリットが、域内における財の貿易の自由化にあった時代はすでに終わり、現在では、サービス貿易の自由化や資本の自由移動が重点となっている状況において³⁰、ヨーロッパはこれを達成している。

第2に、市場経済のさまざまな規格が、EU法という形で統一化されてきたのは、元来、域内非関税障壁の除去ということで進められてきたのであるが、EU自体がとくに東方拡大以降グローバル経済の中で突出した巨大消費市場となったことにともない、「規制の普及」戦略という形をとって、一層有利な基盤を作り出している。高村ゆかりは、国際法研究者としてはきわめて先駆的に、航空機二酸化炭素排出規制の事例を取り上げてこの戦略を分析しているが³¹、この戦略は、もっと単純化して説明することが可能である。ある種類の製品に、たとえば消費者の安全や環境のために設けられる規制の規格が一旦EU法上のものとなれば、この地域に当該製品を輸出しようとする生産者は、域内・域外を問わず、この規

³⁰ 同、14、19頁。

³¹ 高村ゆかり「EUの航空機二酸化炭素排出規制——『規制の普及』戦略とその国際法上の課題」法学セミナー693号(2012年)10頁以下。

格に沿った製品化を推進しなければならなくなる。こうして、規制は世界的に普及する。域内出身企業は、この規制にいち早く順応するので、世界的に投資をすすめるうえできわめて有利な地位に立つのである。

第3に、このように、現在では地域統合は、域内の経済成長だけではなく、グローバル経済のなかでの競争戦略のなかで位置づけられる必要があるが、ヨーロッパ発の規制が周辺諸国や外部に受容されていくためには、それが、世界的に主流化しているイデオロギーと結びつく必要がある。ヨーロッパが単に経済的な統合をすすめるだけでなく、すべての人に保障されるべき人権の発信地ともなり³²、また、共通外交・安全保障政策を展開する段階に到達していることは、この点でもきわめて有利な地位ということができる。

このように、ヨーロッパは、漸進主義的に積み上げてきた経済統合を高度化し、また憲法秩序化をすすめて、現段階で地域統合のメリットを、自らのために大きく引き出しているのに対し、東アジアにはたしてそのような展望があるのか、あるとしてどのような課題を提示しているのかを示すことが、われわれの課題である。

II. 東アジアにおける憲法秩序化の基礎と課題

1. 東アジアの経済的一体化とグローバル経済における位置

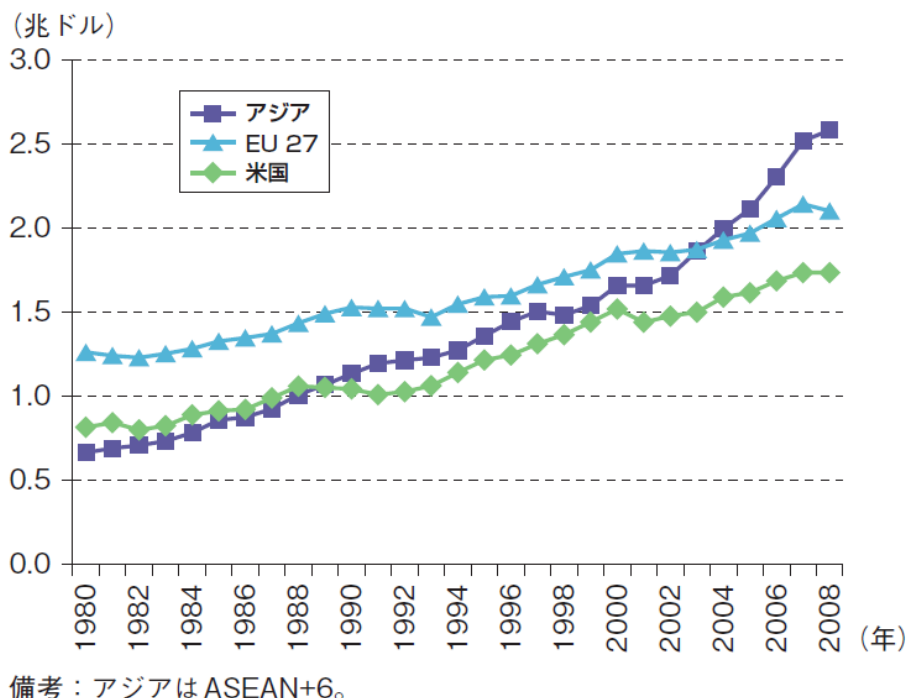
東アジアという地域の経済的成長については、すでに周知のところである。

アジアは、2004年には製造業付加価値においてアメリカ合衆国やEUを上回っている(図2)。この図でいう「アジア」(ASEAN+6)は、実質上、本稿でいう東アジアであることは統計上明らかである。これが、東アジアはすでに「世界の工場」といわれている根拠となっている³³。消費市場としては、現在はEUや合衆国に及ばないが、2020年には、アジア(ASEAN+3+インド)は、これらのそれぞれを凌駕すると予測されている(図3-次頁)。

³² See: Kaoru OBATA, "The European Human Rights System beyond Europe; Interaction with Asia", *Journal für Rechtspolitik*, nr. 23 (2015), p. 36ff.

³³ 経済産業省『通商白書2010』170頁。

図2 主要国・地域の製造業実質付加価値額の推移



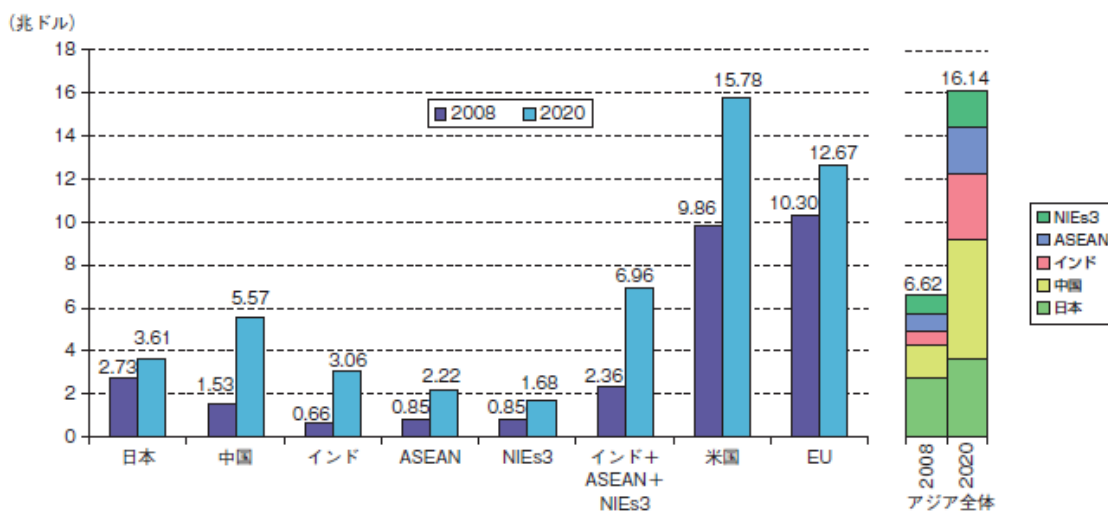
(出所) 経済産業省『通商白書 2010』170 頁。

東アジアの域内の一体化も進んでいる。域内貿易比率では、NAFTA を上回り、50%程度を維持している (図4-次頁)。

こうして、東アジアは、すでに経済の規模において、EU や北米に劣らない地位を有し、しかも一体性を強めている。東アジアを構成する各国の経済格差を度外視すれば、つまり地域全体としては、経済統合の物質的基盤はあるといわなければならない。

もっとも、ヨーロッパが経済統合への歩みをすすめてきた時代とは異なり、関税障壁はすでに大幅に削減されているので、むしろ非関税障壁の除去や投資環境の整備のための市場経済の規格統一こそが、今日では重要であることに留意する必要がある。

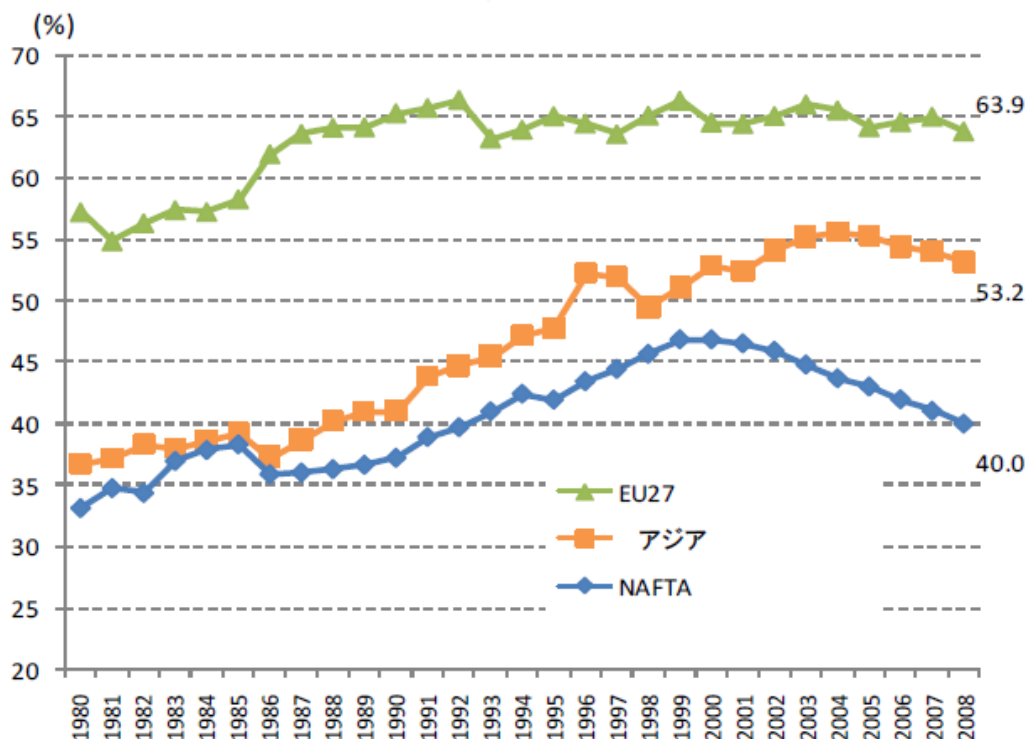
図3 アジア各国・地域の個人消費額の実績と予測



備考：1. 名目ベース、ドル換算。
2. ここでいうアジアは、ASEAN+日中韓+インド。

(出所) 経済産業省『通商白書2010』186頁。

図4 EU、NAFTA、アジアの域内貿易比率の推移



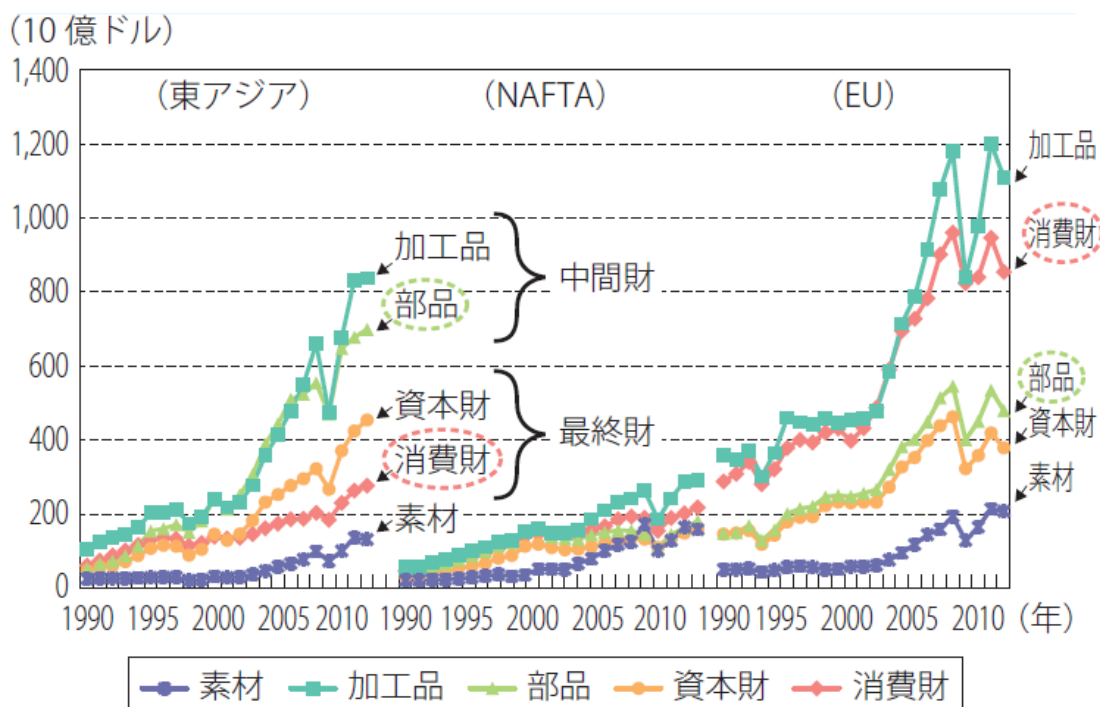
備考：アジアはASEAN+6(日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド)。

(出所) 経済産業省通商政策局『平成22年版 通商白書概要』(2010年)

http://www.meti.go.jp/report/tshaku2010/2010honbun_p/2010_00c.pdf [最終確認日：2016年5月31日] 10頁。

ところで、経済統計は、東アジアのグローバル経済のなかでの弱点も示している。図 5 は、財別の域内貿易の比較であるが、EU と比較すれば、中間財、とくに部品の域内貿易が相対的に大きいのに対し、最終財、とくに消費財の域内貿易が小さいのである。東アジアは、すでに「世界の工場」であるから、結局自ら生み出した財を最終的には域外に輸出することによって稼いでいることになる。

図 5 主要経済圏の域内貿易の推移（財別構成比）



(出所) 経済産業省『通商白書 2014』218 頁。

さきにヨーロッパの「規制の普及」戦略を紹介したが、これはこの地域の（最終）消費市場としての規模に依拠するものである。逆からいえば、東アジアは、最終的にはヨーロッパなどの他の地域に生産物を買って消費してもらわなければならないので、この「規制の普及」能力が極めて小さいというのが、現状である。なお、最終消費財の域内貿易比率は、近年むしろ低下傾向にあることにも注意が必要である³⁴。

しかし、一方で、グローバル経済のなかでは、市場取引をなりたさせる各国レベルの規制が実効性を失ってきているがゆえに、さらには他方で、東アジアが 2020 年には世界最大の消費市場となることが予想されているがゆえに、東アジアの経済統合が、他の地域か

³⁴ 見よ：経済産業省『通商白書 2014』218 頁。

らの投資のためにだけでなく、この地域にとって有意義となるためには、規制の地域内ハーモナイゼーションを、しかも、EU や北米基準との漸次的な差別化をはかる形で、実現することが死活的に重要といわなければならない。これは、グローバル市場におけるアメリカや EU 主導の規制の支配を、この支配を現状では強く受けている東アジアから逆転していくという、きわめて困難ではあるが、「アジアの時代」を切り開くためには是非とも必要な課題である。

2. 憲法秩序化の基礎としての諸層の状況

以上を前提に東アジアでの「憲法秩序」化に向けての動きの現状を検討しよう。

まず気づくのは、ヨーロッパでは独仏という主要国が中軸となってきた構造とは異なり、東アジアの統合は、つねに ASEAN が主導してきたことである。ASEAN+3 は、長期的目標として「東アジア共同体 an East Asian Community」というものを掲げているが³⁵、その場合にも、ASEAN の主導性を認めている³⁶。経済的な統合の側面でも共同体化の 2015 年中に実現するといっている ASEAN が最も進んでおり、価値の共有の側面でもそれを含む「安全保障・政治共同体」の設置を謳い、政府間人権委員会を設置している ASEAN が進んでいる。そうすると、東アジアにおける統合について「可変翼 variable geometry」の考え方あるいはマルチ・スピード統合を認めるとしても³⁷、最も進んだコアは ASEAN ということになり、それは、ヨーロッパとは文脈が全く異なる概念ということになる。

ASEAN のなかでは、その組織的凝集性は近年高まり、また多層化も微弱ながら進行してはいる。ASEAN の活動においては、長らく加盟国外務省の果たす役割が大きかったが³⁸、外務大臣以外の閣僚会合も、とりわけ 1990 年代以降、頻繁に開かれるようになっていく。

恒久的な事務局も 1975 年以降有するようになっていくが³⁹、事務総長が閣僚級とされたのは 1992 年であり⁴⁰、現在でも、いかなる独立の執行権限ももたない⁴¹。現在は 4 名の事務次長のうち、2 名は能力に基づく公募制とされており（ASEAN 憲章 11 条 6 項）、事務局の自律性・専門性を高めようとする意見もあるが、現状では、国連事務局と比してもそれは高くない。

ASEAN の意思決定手続は、基本原則としてコンセンサスによるものとされており、それ

³⁵ See: Kuala Lumpur Declaration on the ASEAN plus Three Summit, Kuala Lumpur, 12 December 2005, <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/conference/asean3/joint0512.html>, [最終確認日：2016 年 5 月 31 日]; Chairman's Statement of the 17th ASEAN plus Three Summit, 13 November 2014, Nay Pyi Taw, Myanmar, <http://www.mofa.go.jp/files/000060019.pdf>, [最終確認日：2016 年 5 月 31 日], para. 4.

³⁶ Ibid. なお、東アジア首脳会議は、「東アジアにおける地域経済統合」の促進という表現を用いている。See: Chairman's Statement of 9th East Asia Summit (9th EAS), 13 November 2014, Nay Pyi Taw, Myanmar, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000059736.pdf>, [最終確認日：2016 年 5 月 31 日], para. 26.

³⁷ See: Schnitz Rudolf DÜRR, "The Venice Commission's Involvement in the Establishment of a Human Rights Protection System in Asia - (Variable) Geometry and other relevant issues", to be published in this issue of the *Bulletin* (2015).

³⁸ See: Jean-Claude PIRIS and Walter WOON, *Towards a Rule-based Community: An ASEAN Legal Service* (Cambridge UP, 2015), p. 17.

³⁹ See: *ibid.*, p. 29.

⁴⁰ See: *ibid.*, p. 31

⁴¹ *Ibid.*, p. 58.

を離れる場合は、ASEAN 首脳会議の決定による（ASEAN 憲章 20 条 1・2 項）。

こうした枠組みのもとで、2015 年内の 3 共同体の設置が決定されているのである。このなかで、最も具体化が進んでいるのが、経済共同体である。

単一の市場と生産基地の実現をめざすというこの共同体については、2007 年に ASEAN 首脳会議が 2015 年までにその遵守と実施を制約して採択した⁴²ブループリントという文書⁴³があり、日本語でもこれに基づく研究がすすんでいる。それによると、ASEAN 経済共同体は、①域内関税の撤廃、②非関税障壁の撤廃、③域内サービス貿易自由化、④貿易円滑化、⑤投資の自由化、を目標としているが、②、③については、実現が困難だとされる⁴⁴。そもそも経済共同体は、外国投資誘致が狙いであり、ブループリントの作成には、合衆国国際開発庁(USAID)が援助しているとの指摘がある⁴⁵。域外共通関税の考え方もとられていないこともこの関係で留意すべきである。

社会文化共同体や政治安全保障共同体についても、それぞれブループリントが作成されているが⁴⁶、いずれも目標が抽象的にしか表現されておらず、既存の合意や制度の枠組みにおける実施に収斂されているようにもみえる⁴⁷。注目したいのは、グローバル化や経済統合に伴い、より一層問題が深刻化するであろう社会保障や雇用の問題に対する ASEAN レベルでの取り組みが弱いことである。

2012 年採択の ASEAN 人権宣言⁴⁸では、労働権（27 条 1 項）、生存権（28 条）、社会保障をうける権利（30 条 1 項）などが認められているものの、労働組合を結成する権利には法律の留保が付されている（27 条 2 項）⁴⁹。社会文化共同体の枠組みにおける合意のリスト⁵⁰には、こうした権利に関わるものは——2007 年の移住労働者の権利の保護・促進に関する宣言を除き——見あたらない。これは、EEC がその設立当初から、設立条約において、ヨーロッパ諸国民の生活・雇用条件の改善を謳い（前文）、社会政策を共同体の政策と位置づ

⁴² Declaration on the ASEAN Economic Community, 20 November 2007, <http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf>, [最終確認日：2016 年 5 月 31 日], p. 2ff.

⁴³ ASEAN Economic Community Blueprint, *ibid.*, p. 6ff.

⁴⁴ 参照：石川幸一「ASEAN 経済共同体——歴史・現状・課題・展望」海外事情（拓殖大学）63 巻 4 号(2015 年)32 頁以下、とくに 37 頁表 3。なお、次も参照：同「ASEAN の市場統合はどこまで進んだのか(1)・(2)」季刊・国際貿易と投資 98 号(2014 年)16 頁以下、99 号(2015 年)41 頁以下。

⁴⁵ 石川・前掲（註 44）「経済共同体」論文、34、36 頁。

⁴⁶ ASEAN Socio-Cultural Community Blueprint, <http://www.asean.org/archive/5187-19.pdf>; ASEAN Political-Security Community Blueprint, <http://www.asean.org/archive/5187-18.pdf>（いずれも 2009 年採択）[最終確認日：2016 年 5 月 31 日]

⁴⁷ これら 2 つの共同体構想については、参照：鈴木早苗「ASEAN 政治安全保障共同体——域内協力と域外協力の連関」海外事情（拓殖大学）63 巻 4 号(2015 年)18 頁以下、鈴木麻里菜「ASEAN 社会文化共同体——教育協力への期待」同誌 同号 49 頁以下。

⁴⁸ ASEAN Human Rights Declaration,

<http://www.asean.org/news/asean-statement-communications/item/asean-human-rights-declaration>, [最終確認日：2016 年 5 月 31 日] .

⁴⁹ 国連の基本的人権標準として参照可能な、社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）では、民主的社会において必要な制約以外のものは付してはならない、との規定がある。同 8 条 1 項(a)を見よ。ASEAN におけるこのような状況は、程度の差はあれ、アフリカ人権憲章の場合と同じである。先駆的指摘として見よ：祖川武夫「人権の国際的保障と国際法の構造転換」〔初出 1987 年〕祖川『国際法と戦争違法化——その論理構造と歴史性』(信山社、2004 年) 45-46 頁。

⁵⁰ ASCC-ASEAN Treaties/Agreements and Ratification as of 30 Sep 2009,

<http://asean.org/chairman-s-statement-of-the-14th-asean-summit-asean-charter-for-asean-peoples-cha-am-28-february-1-march-2009/> [最終確認日：2016 年 5 月 31 日] .

けて12か条にわたって規定していた(第3部第3編)のと、比較してみるべき状況である。

このように、ASEANにおいては、外国資本の利益を最優先にした共同体化が現実に行進しているために、ASEAN諸国民の社会的利益を擁護するという観点が弱く、政治安全保障共同体や社会文化共同体の目標が極めて抽象的なレベルに留まっているのである。他方、にもかかわらず、3共同体を同時並行的に設置するということにみられるように、価値共有や域内社会政策をすすめる素地はできていることも軽視すべきではないであろう。

こうしたASEANの自律的発展のための基盤の脆弱性は、先に見た、東アジアの域内の経済先進地域の諸国が、自らを含んだ地域的な憲法秩序化にコミットしていない、という事態とも関連している。社会政策や労働政策の一応の基盤のある東アジアの諸国から、経済協力のみならず価値共有という層への働きかけが求められているのである。これが求められているのは、政府間のフォーマルなレベルにだけではない。大学や社会のレベルからの働きかけも、グローバル化のなかで重要となっている地域的憲法秩序化への貢献という点において、劣るものではない。

結びに代えて——東アジアにおける法ニヒリズムの問題

東アジアが、現在進行しているグローバル化のなかで、人々が「ひとしく恐怖と欠乏から免れ」るように生き延びるためには、地域的憲法秩序化に向けて運動することは不可欠ともいえる。地域統合や協力の経済的側面のみには注意を払い、あるいは経済的要素からの段階論を主張することは、現状、とりわけグローバル化という条件のもとでは、長期的に見るとASEANの自律的発展を阻害することにつながり、また、東アジアの人民の福祉には資さない。

単なる域内関税の撤廃を超えて関税外障壁の除去、サービス貿易の自由化や投資環境の整備を進めるためにはもちろん、こうした措置のなかに、いずれ北米やヨーロッパとは異なる規格を取り込んで世界経済における不利な地位から脱却するため、あるいは、これまで主として国内で維持してきた社会政策や雇用政策、さらには環境政策を地域的基準として保持・再生するためにも、法整備は重要であり、そのための協力を展開することが必要である。現状では、ASEANにおいても、「規則に基づく体制 rules-based regimes」(ASEAN憲章2条2項(n))という標語⁵¹にもかかわらず、そもそも法律の専門家によるサポート体

⁵¹ この文言は、憲章での位置づけで分かるように、当初は経済協力の分野での目標という意味合いが強かったといえる。しかし、2009年の政治安全保障共同体のブループリントに「価値と規範を共有する規則に基づく共同体」(supra note 46, para.10(a))という表現が入れられ、また同年の首脳会議議長声明で憲章がより「規則に基づく[...]組織となる枠組み」を提供するものであると確認された(Chairman's Statement of the 14th ASEAN Summit, Cha-am, 28 February - 1 March 2009, <http://asean.org/chairman-s-statement-of-the-14th-asean-summit-asean-charter-for-asean-peoples-cha-am-28-february-1-march-2009/> [最終確認日: 2016年5月31日], para. 2.)。こうして現在では、「規則に基づく組織」となるというのは、ASEAN全体の標語となっている。

制も不十分で⁵²、法整備のための協力の余地は大きい。

しかし、東アジアにおいて法整備のための協力を進める上で、考慮に入れるべきもう一つの問題がある。それは、東アジアにおいては、西欧近代由来の法に対するニヒリズムが根強くあることである。それはこの地域が無秩序であることを意味しない。およそ生産が組織された社会において、生きた規範意識が働いていないということはありません。つまり、法は、この土壌に適合しなければ根付かず枯死するであろう。さらに、「移植」ではなく、現にある規範意識への「接ぎ木」の方法が試みられるべきであろう。

こうしたことは、起源と主流の観念において欧米的であることが否定できず、しかも普遍化を内在的に要求する「人権」という観念を導入する場合には、とくに強く意識されなければならない。いずれにせよ、ローカルなコミュニティにおける生きた規範意識に対する十分な知識とともに、西洋近代由来の法を相対化する視点が、この地域において法整備のための協力をすすめるための不可欠な前提ということができよう。

⁵² PIRIS and WOON, *supra* note 38, *passim*.